

取引妨害に対する規制

目次

第一節 独占禁止法による規制
一 一般指定一五項
二 違反事件
三 不当性の検証
四 他の条項の適用

第二節 不正競争防止法による規制
一 概要
二 営業秘密に係る不正行為

第三節 刑法による規制
一 信用毀損罪
二 業務妨害罪

第四節 不正アクセス禁止法による規制

- 第五節 その他の法律による規制
- 一 民法
- 二 会社法
- 三 軽犯罪法

第一節 独占禁止法による規制

一 一般指定一五項

独占禁止法二条九項六号は、不公正な取引方法の指定要件として、「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、その妨害、若しくは強制すること」を定めており、これを受けて、「不公正な取引方法」(昭和五七年公取委告示一五号)(以下「一般指定」という)は、一五項において「競争者に対する取引妨害」を、一六項において「競争会社に対する内部干渉」を、法律の規定の前段部分と後段部分をほぼ二分する形で指定している。

一五項は、「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること」と定めている。

この規定は、競争事業者による取引妨害を定めているものである。取引妨害は、当該事業者の取引の相手方、すなわち、仕入れ先又は供給先(顧客)との取引を妨害する形で行われる。公正競争により顧客を奪い合うことは競争に必然的な現象である。廉価・良質な商品又はサービスの提供による顧客獲得は、独占禁止法は予定しているところである。しかしながら、これが不公正な手段による場合は、独占禁止法は、看過しえない。

本稿では、一般指定旧一〇及び現一五項が適用されたすべての事件について整理し、若干の分析・検討を行ったものである。

〔行為者〕

行為者は、「自己」又は「株主若しくは役員」であり、法一九条で不正な取引方法が禁止される「事業者」である。いずれも事業者でない場合は、同項は適用されない。「自己」は会社である場合と会社以外である場合とがある。「株主若しくは役員」は事業者でない場合がありうるが（新会社法によれば、株式会社の取締役には法人がなることはできないが（三三一条）、合名会社・合資会社・合同会社については可能である）、この場合は、本項の適用はない。但し、会社以外の者が不正な取引方法によって株式を保有することを禁止する一四条違反の問題を生ずる。もつとも、株主や役員の行為が実質的に事業者の行為であると認められる場合は、当該事業者が違反行為者となる。例えば、株主や役員が事業者の組織内において支配的地位を有している場合や事業者がその株主や役員に妨害行為をさせるようにする場合である。⁽¹⁾

〔行為の相手方〕

行為の相手方は、「国内において競争関係にある他の事業者」である。「競争関係にある」とは、同種又は類似の商品又は役務を供給し、又は供給を受け、通常は取引段階を同じくする同業者である。しかし、取引段階が異なる場合においても、競争関係にある場合は多々存在する。例えば、製造業者と小売業者とは取引段階では異なるが、一般消費者への供給という面で競争関係がある場合がある。

また、「競争関係」には、潜在的競争をも含むと解すべきである。例えば、ある事業者が新たに事業を開始する為_に当該事業者への商品又は役務の供給元と交渉している場合に、この契約の成立を阻止するがごとき場合である。

〔取引妨害の手段〕

取引妨害の手段としては、商品又は役務の供給元又は供給先との「契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引」がその典型的なものであるが、一五項は「その他いかなる方法をもつてするかを問わず」と規定している。後者に該当するものとしては、例えば、次のようなものが考えられる。

①競争事業者の事業や商品又は役務について、不良である等の中傷的な宣伝を行う。あるいは、商品又は役務について、特許権を侵害していないにもかかわらず、特許侵害品であると宣伝する。このような行為により、当該商品又は役務の売れ行きが妨げられたり、当該事業者との取引を差し控えるという事態が生ずるおそれがある。⁽²⁾

②競争事業者の商品又は役務の買占め。「並行輸入品の買占め」については、「流通・取引慣行ガイドライン」（平成三年公取委事務局）（以下「流通ガイドライン」という）第三部第三「並行輸入の不当阻害」において、「独占禁止法上問題となる場合」として挙げられているが、輸入品でない場合にも、「小売業者として、例えば、一般消費者向けに広告しているのに買い占められると、その購入を目的に来店した消費者からおとり広告ではないかとのクレームが付き、次の販売についての信用を失うことになるおそれがある。また、小売業者にとって当該商品を販売しないようにとの心理的圧迫となり、この取扱いを避ける要因となる」。

③特殊保守用品等の供給拒否・修理等の拒否。これは、次項において具体的な違反事件を紹介するが、特定製造業者の製造に係る昇降機や駐車装置等の保守や修理を行う際には、当該製造業者が製造する保守用品との取替えや修理部品が不可欠な場合があり、そういう場合に、当該製造業者系列以外の者が低価格で保守等を行うのを阻止する目的で保守用品等の供給を拒否したり、修理等を拒否したりする場合はこれに当たる。

「並行輸入品の修理等の拒否」については、流通ガイドラインの前記当該箇所において、「総代理店もしくは販

売業者以外の者では並行輸入品の修理が著しく困難であり、又はこれら以外の者から修理に必要な補修部品を入手することが著しく困難である場合において、自己の取扱商品でないことのみを理由に修理若しくは補修部品の供給を拒否し、又は販売業者に修理若しくは補修部品の供給を拒否するようにさせることは、それらが契約対象商品の価格を維持するために行われる場合」には違法となると述べる。

④ 広告宣伝活動の妨害。「並行輸入品の広告宣伝活動の妨害」が違法となることも、流通ガイドラインは前記当該箇所において述べている。

⑤ 競争業者の従業員等をそそのかして、当該事業者の取引の妨げになるような行為をさせること。競争事業者の従業員等に内部的に不利益となる行為を行わせることによって、当該事業者の取引に影響を及ぼす結果・効果が発生する場合である。これには様々なことが考えられるが、例えば、顧客名簿等の秘密漏洩によって、当該事業者の顧客が奪われるような場合がこれに当たるとであろう。なお、競争事業者が会社である場合に、当該会社の株主又は役員に対してそのような行為を行わせる場合は、一六項にも該当する。

「不当性」

「不当に」とは、公正競争阻害性があることを意味する。昭和五七年に一般指定が改正・指定された際に、公正競争阻害性の要件として、原則として公正競争阻害性が存在する行為類型を示すものとして「正当な理由がないのに」と、公正競争阻害性の存在をケース・バイ・ケースで判断する行為類型を示すものとして「不当に」と書き分けたと説明されている。それに従えば、一五項の公正競争阻害性の該当性は、ケース・バイ・ケースで判断することになる。果たして、これは妥当であろうか。独占禁止法は、私的利益の救済を主眼とするものではないから、個々の事業

者間に紛争が存在しても、それが市場の競争秩序に悪影響を及ぼすものでない限り規制の対象とするものではない。しかしながら、取引妨害の公正競争阻害性の存在の判断において、ケース・バイ・ケースで判断しなければならないものであるかについては疑問があるところである。

例えば、排他条件付取引や販売地域を指定する拘束条件付取引については、それらの行為を通じて、行為者において、取引の相手方に自社の供給する商品又は役務の販売に専念させることができ、また、取引の相手方にとっても、自己の努力で開発した市場にフリー・ライドされないことが保障されることになるから、このような行為を市場において有力でない事業者が行う場合には、むしろその競争促進的な要素を評価して公正競争阻害性がないと判断されるのである。しかし、取引妨害には、行為を正当化できる理由は何ら存在せず、それ自体にいわば公正競争阻害性の質的実質性があると考えられる。したがって、本項は「不当に」ではなく「正当な理由がないのに」とされるべきであろう。この点は、再販売価格維持行為が競争の最も重要な手段を拘束する点で、また、不当廉売が他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある点で、かつ、行為を正当化できる理由が何ら存在しないことから、原則として違法とされるのと同様であると考えられる。

ただ、公正競争阻害性の存在が認定される「市場」を、例えば、前記の「特殊保守用品等の供給・修理等」の分野のように狭く認定することによって、当該市場の公正競争阻害性の存在を認定することができる場合がある。この点については、次項で具体的違反事件を整理した後に「検証」してみたいと思う。

なお、公正競争阻害性はそのおそれがあれば良いのであって、公正な競争の阻害によって競争事業者の取引が具体的に妨げられたという結果の発生を要件とするものではない。

二 違反事件

1 有力な事業者が同業者の取引先との取引を妨害した事件

(1) 山脇酸素外七名事件(昭和五〇・四・二勧告審決、審決集二二巻一頁)

山脇酸素外七名は、広島県尾道市・三原市等の地区における酸素の販売業者であり、八社の同地区における気体酸素の販売量の合計は同地区における気体酸素の総販売量のほとんどすべてを占めており、八社の中でも山脇酸素は代表的立場にある。

ア、八社は、気体酸素の販売価格の引上げを決定し、これを実施した。

イ、山脇酸素は、同業者である奥野瓦斯が同地区において営業を開始し、山脇酸素等の取引先のうち七社に、山脇酸素等の販売価格を下回る価格で気体酸素等(以下「酸素」という)の販売を行い、七社以外にも奥野瓦斯との取引を希望する者が現れはじめたことから、自己の取引先である中国帝酸に対し、奥野瓦斯の七社への酸素の販売を停止させるための協力を要請した。

中国帝酸は、直ちに右の趣旨を奥野瓦斯の酸素の仕入先である日本酸素に伝えたところ、同社は奥野瓦斯に対し、七社への酸素の販売を停止するよう再三要請した。また、山脇酸素は、同社におもむいた奥野瓦斯の製造部長に対し、奥野瓦斯と七社との酸素の取引を停止するよう要請した。この結果、奥野瓦斯はやむなく販売停止に応ずることとし、七社との取引を停止した。

上記アの行為については、三条違反とされ、また、イの行為については、山脇酸素は、同地区において競争関係にある奥野瓦斯とその取引先である七社との取引を不当に妨害しているものであり、これは旧一一に該当し、一九条に違反するとされた。

(2) 東京重機工業事件 (昭和三八・一・九勸告審決、審決集一一卷四一頁)

東京重機工業は、ミシン等の販売に当たり、他社と予約販売契約をしている需要者に対し、他社への掛金の払込みを取りやめて、ミシン等の購入先を自社に変更するよう勧誘し、その際、他社に払込み済みの掛金の全部又は一部に相当する五〇〇円又は一〇〇〇円を値引きするよう申し出た。

上記の行為について、東京重機工業は、競争関係にある他社とミシン等の予約販売契約を締結した者に対して、その不履行を誘引することによって、他社のミシン等の販売を不当に妨害しているものであり、これは旧一一に該当し、一九条に違反するとされた。

2 有力な事業者が輸入業者の販売先との取引を妨害した事件

(1) ヨネツク事件 (平成一五・一・二七勸告審決、審決集五〇卷三九八頁)

ヨネツクスは、バドミントン用品等の製造販売業を営む者である。バドミントン用品のうちシャトルコックには、水鳥の羽根を用いた水鳥シャトル及び水鳥の羽根以外の素材を用いた合成シャトルがあるが、水鳥シャトルがその大部分を占めている。

バドミントン競技大会の主催者又は主管者 (以下「大会主催者等」という) は、バドミントン競技大会では、日本バドミントン協会の検定に合格した水鳥シャトルを使用しており、使用する水鳥シャトル (以下「大会使用球」という) を指定した場合には、製造販売業者、小売業者等から大会使用球を購入するとともに、指定した製造販売業者等から大会使用球の提供、大会賞品の提供等の協賛を受けており、一方、水鳥シャトル製造販売業者にとっても、自社が製造販売する水鳥シャトルが大会使用球とされると、宣伝効果が大きく、競技者への販売促進効果が見込まれるこ

とから、大会使用球等の協賛を行っている。

わが国における水鳥シャツルの製造販売又は輸入販売をする事業者は約二〇社あるところ、ヨネックスは、わが国における水鳥シャツルの販売数量が一位であつて、かつ、同社の水鳥シャツルが多くのパドミントン競技大会で使用されていることから、小売業者にとってヨネックスの水鳥シャツルを取り扱うことが営業上有利とされている。

ヨネックスは、海外から廉価で輸入販売業者から通信販売等により販売される水鳥シャツルが増えはじめたことへの対策を取引先小売業者から求められたことに對し、直販シャツルの販売数量が伸長することを抑止し、自社及び取引先小売業者の売上げや利益の確保を図ることを目的として、①大会主催者等に対して、輸入販売業者から直販シャツルの提供等の協賛を受ける場合には自社は協賛しない旨を示唆するなどして輸入販売業者から協賛を受けないこと及び直販シャツルを大会使用球としないことを要請すること、②直販シャツルに對抗するための商品として「スタンダード」及び「スタンダードⅡ」と称する商品をそれぞれ発売し、これらを直販シャツルに顧客を奪われるなどの影響を受けている取引先小売業者に限定して取り扱わせて、直販シャツルを使用している顧客に販売させ、その使用する水鳥シャツルを自社のものに切り替えさせるようにすること等を内容とする「直販シャツル対策」を講じて、大会主催者等を含む水鳥シャツルの顧客が直販シャツルを使用しないようにさせた。

さらに、ある輸入販売業者が、新たに水鳥シャツルの販売を開始し、通信販売によるほか、小売業者を通じて販売を企画したため、ヨネックスは、同輸入販売業者に対し、前記「直販シャツル対策」を講じることとしたほか、①取引先小売業者が直販シャツルを取り扱おうとしている、又は取り扱っている場合において、直販シャツルを取り扱わない旨のヨネックスの要請に応じないときには、スタンダード及びスタンダードⅡを供給しないことを示唆すること、②同輸入販売業者のホームページに直販シャツルの取扱小売業者としてその名称が掲載されている場合には、当該小

売業者に対し、その名称の掲載を止めよう同輸入販売業者に求めさせ、その掲載を止めさせること等の対策を講じて、取引先小売業者が同輸入販売業者の直販シャトルを取り扱わせないようにさせた。

上記行為について、ヨネックスは、水鳥シャトルの取引に当たり、自己と競争関係にある輸入販売業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

3 製造業者の系列保守業者が特殊保守部品の販売を拒否した等の事件

(1) 三菱電機ビルテクノサービス事件(平成一四・七・二六勧告審決、審決集四九卷一六八頁)

三菱電機ビルテクノサービス(以下「三菱ビルテクノ」という)は、三菱電機的全額出資により設立され、昇降機の保守業、昇降機専用の取替部品の販売等を営む者である。昇降機の保守契約には、①給油等や部品取替えを含む定期点検、機能維持のための修理工事等の一連の保守業務を行うことを内容とするフルメンテナンス契約(以下「FM契約」という)、及び②点検等や若干の消耗品の交換等を行うパーツ・オイル・グリース契約(以下「POG契約」という)とがある。

昇降機の構成部品は、昇降機メーカー又は昇降機の機種ごとに仕様が異なる設計が多くなっているものが多いことから、昇降機を適切に保守するためには、昇降機メーカー等が製造する当該昇降機専用の取替部品(以下「保守部品」という)を必要とすることが多く、特に昇降機の制御機能に用いられる基板等の重要部品に不具合が生じた場合には、昇降機メーカー等が製造する保守部品との取替えが必要不可欠とされている。

昇降機の保守契約の大部分については、当該昇降機を製造した昇降機メーカー自ら又は昇降機メーカーが子会社として設立した保守業者(以下「メーカー系保守業者」という)が昇降機の所有者等と締結しているが、一部について

は、メーカー系保守業者以外の保守業者（以下「独立系保守業者」という）が所有者等と保守契約を締結しており、独立系保守業者は、主として保守料金が低額であるPOG契約について保守契約を締結しており、その料金は、メーカー系保守業者に比して低廉である。

三菱ビルテクノは、かねてから、三菱電機製昇降機の保守は自社が行うべきものとの考えに基づき業務を行ってきたところ、独立系保守業者の台頭等により、同昇降機の所有者等との保守契約率の低下及び保守契約料金の低下傾向がみられるようになってきたことに鑑み、保守契約率の維持向上並びに保守契約料金の低下防止を目的とするマーケティング活動（以下「MSK」という）と称する活動を業務運営の基本方針として、全社的な取組みを開始し、各支店にMSKの推進者を置いて、この者を中心に保守契約の解約等の防止及び独立系保守業者からの契約奪回を図るため、MSK対策商品と称する低価格の保守商品の開発及び販売、迅速な部品確保ができるなど自社の保守業務の優位性を主張する各種パンフレット類の配布等を実施している。

三菱ビルテクノは、かねてから、保守部品の供給に関して、自社の保守契約顧客向けと独立系保守業者向けとで取扱いに差を設けていたところ、社内の取扱規定を改定し、自社と保守契約を締結していない顧客（独立系保守業者を含む）への保守部品の販売について、①納期は、原則として、受注後部品製造業者等へ発注することを前提に対応する（在庫では対応しない）、②販売価格は、部品製造業者等からの自社の購入価格の三倍とする（自社と保守契約を締結している顧客には二倍）とするとの新方針を決定した。

そして、三菱ビルテクノは、独立系保守業者からの保守部品の購入の申込みに対して、前記新方針で対応したため、独立系保守業者は、昇降機所有者等から保守契約を解除され、代わって三菱ビルテクノが同所有者等と保守契約を締結するなどした。

上記の事実について、三菱ビルテクノは、自己と三菱電機製昇降機の保守分野において競争関係にある独立系保守業者と同昇降機の所有者等との取引を不当に妨害しているのもであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(2) 東芝エレベーターテクノス事件(平成二・七・三〇大阪地判、審決集三七卷一九五頁、平成五・七・三〇大阪高判、審決集四〇卷六五一頁)

本件には、甲事件と乙事件の二件があり、甲事件の原告は、東芝製エレベーターの所有者である続木鑑定事務所、乙事件の原告は、独立系保守業者である光誠電機であり、被告はいずれも東芝エレベーターテクノスであつて、原告らが被告に対し、独占禁止法違反として損害賠償を請求した事件である。

被告は、東芝製エレベーターの保守点検業を行うことを目的として設立された東芝の子会社であり、親会社製又は自社製エレベーターの保守点検のみならず、親会社製又は自社が製造するエレベーターの保守部品を事実上一手に独占販売している。

被告は、自社の契約先以外からの部品の注文に応じる条件として、①エレベーターの所有者又は所有者の意向を汲んだものからの依頼であること、②インジケータランプ等の機器性能・安全性に影響を及ぼさない部品以外は、部品売りを行わず、労務費込みの有償工事としてのみ受注すること、③受注に関しては、原則として、在庫に余裕がある場合又は余裕ができてから契約先以外からの注文に応じること等の基準を定めていた。

甲事件——原告は、独立系保守業者である愛媛メンテナンスとエレベーターの保守点検契約を締結していたが、昭和五九年四月、エレベーターが故障し、愛媛メンテナンスが事故原因を調査した結果、故障を完全に修理するために

はプリント基板の交換が必要であることが判明した。このため、原告は、同年五月一七日、被告松山営業所に同部品の買付注文を行った。これに対し、被告は、「保守部品のみの販売はしない。部品の取替え、修理、調整工事を被告に併せて発注するのだから注文には応じない。注文部品の納期は同年六月一四日から更に三ヵ月先である」趣旨の回答をした。

原告は、エレベーターに再び同様の事故が発生したことから、独立系保守業者である阪神輸送機に応急修理をしてもらいエレベーターを運行した。

乙事件——原告は、東芝製エレベーターを所有している藤と保守点検契約を締結していた。昭和五九年八月八日、エレベーターに故障が発生し、原告が故障の原因を調査したところ、修理には部品の取替えが必要であると判断したが、同部品が手元になかったため、被告高知出張所に修理を依頼した。原告は部品を原告から購入して修理する方法も考えたが、被告は部品のみ注文には応ぜず、取替え調整工事込みでないと売ってもらえないことを知っていたので、はじめから、故障修理を依頼した。

被告は、翌九日に応急修理をしたが、部品がないので、三ヵ月後に部品が入れば取替えに来ると言った。しかし、同年九月一〇日、再び前回と同じ故障が発生した。そこで、原告は、藤ビルの建築請負業者であった清水建設に部品の供給を催促してもらったところ、被告は、松山支店の在庫にあった部品を持参して修理を行った。

原告は、藤から、保守部品の入手ができないようでは完全なメンテナンスができないとの理由で、エレベーターの保守点検契約を解約された。その後、藤は、被告とエレベーターの保守点検契約を締結した。

判決は、次のとおりである。

甲事件——地裁判決は、被告は、プリント基板等の注文については、取替え調整工事込みでなければ受け付けず、

納期を三ヶ月先を指定したこと、被告と保守点検契約をしていないエレベーター用の取替え用部品の在庫を管理することは不可能でないことから、被告の行為は、被告と競争関係にある愛媛メンテナンスの取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとした。

高裁判決は、被告は、保守部品の販売と取替え調整工事との抱合わせ販売をしているものとして、同行為は、一〇項に該当するとした。

乙事件——地裁判決・高裁判決とも、被告は、原告の保守部品の注文に対して、納期を三ヶ月先に指定し、直ちに納入しなかったものであり、被告と競争関係にある原告の取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとした。

(3) 東急パーキングシステムズ事件（平成一六・四・一一勧告審決、審決集未搭載）

東急パーキングシステムズは、東急車輛が製造する駐車装置（以下「東急車輛製駐車装置」という）の販売・保守業務、保守用部品の販売業務等を行う者である。

駐車装置は、耐用年数が長いことから、経年変化による機能の低下がないようにするために、常時、当該駐車装置の機能、安全性及び作動の円滑性を確保すべく適切に保守することが必要であり、また、駐車装置の管理業者、所有者等（以下「管理業者等」という）は、管理し、又は所有する駐車装置を適切な状態に維持するよう努めている。駐車装置の管理業者等は、通常、駐車装置の保守業者との間において保守契約を締結して、駐車装置の保守業務を委託している。

東急パーキングシステムズは、東急車輛が全額出資しているメーカー系保守業者であり、自社が保守契約を締結し

ている管理者等の東急車輛製駐車装置について保守業務を行うほか、東急車輛が保守契約を締結している管理者等の東急車輛製駐車装置について東急車輛から委託を受けて保守業務を行っているところ、東急車輛製駐車装置のほとんどの保守業務を行っており、わが国における駐車装置の保守業務において一位の地位を占めている。東急パーキングシステムズは、東急車輛製駐車装置専用の保守用部品を一手に供給しており、当該保守用部品は東急パーキングシステムズ以外からは入手することができない状況にある。

東急パーキングメンテナンス（東急パーキングシステムズが同社を吸収合併する以前の会社）は、かねてから、東急車輛製駐車装置の保守は自社が請け負うべきものとの方針の下で受注活動を行ってきたところ、独立系保守業者の受注活動が自社又は東急車輛の保守契約率の低下や保守料金の低下につながるとして、独立系保守業者に対して、原則として保守用部品を販売しないこととしていた。しかし、東急パーキングメンテナンスは、独立系保守業者に保守用部品を販売しないことは問題があるとの指摘を受けたことから、独立系保守業者に保守用部品を販売することに方針を転換したものの、東急車輛製駐車装置に係る保守契約率の維持及び向上を図るとともに、保守料金の低下を防止するため、独立系保守業者又は自社と取引のない管理者等への保守用部品の販売について、①納期は、部品メーカーに新たに製造を委託して販売するいわゆる「生産出荷」により対応することを名目として、受注日の三ヶ月後を目途とする（在庫では対応しない）、②販売価格は、自社の契約先管理者向けの販売価格の一・五倍から二・五倍を基準とする、③販売数量は、部品メーカー等に新たに製造を委託する最低発注可能数量を単位とする、旨の保守用部品を円滑に入手しえないようにすることを内容とする販売方針を決定した。ただし、東日本地区においては、①納期を、おおむね入金確認日の約一ヶ月後を目途とする、②販売数量を独立系保守業者の希望数量とすることに変更した。

東急パーキングシステムズは、東急パーキングメンテナンスの前記販売方針を踏襲して実施し、このため、独立系保守業者は、東急車輛製駐車装置の保守業務を迅速かつ低廉に行うことが困難となり、このため、保守用部品の調達能力に関する信用を失うことになり、東急車輛製駐車装置の管理者等との東急車輛製駐車装置についての保守契約の維持及び獲得が妨げられていた。

上記の事実について、東急パーキングシステムズは、自社と東急車輛製駐車装置の保守業務の取引において競争関係にある独立系保守業者と東急車輛製駐車装置の管理者等との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

4 輸入総代理店等が並行輸入業者の取引を妨害した事件

(1) ヤシロ事件(平成二・九・五勸告審決、審決集三七卷二九頁)

ヤシロは、ハンドバッグ、かばん、財布等の卸売業を営む者であり、同社は、その関連会社である八代商事を通じて、フランスのグルーム社からハンドバッグ等を輸入し、これらを国内の百貨店に販売している。ヤシロとグルーム社との間では輸入総代理店契約は締結されていない。

フジサンケイリビングサービス(以下「フジサンケイ」という)は、ハンドバッグ、貴金属、装身具、皮革製品、衣料品、家具等の通信販売業を営む者であるが、同社は、グルーム社の商品を輸入して、フランス・パリにおける小売価格と同程度の価格で消費者に販売することを企画し、この価格を付したグルーム社商品を掲載した商品カタログ誌を発行した。フジサンケイの価格は、同社の販売手段が通信販売であることや在庫を持たないことから、ヤシロを通じる百貨店の販売価格に比し、大幅に安くなっている。

ヤシロは、右商品カタログ誌によりフジサンケイが日本国内においてグルーム社商品を自己の希望小売価格より大幅に低い価格で販売することを知り、これを放置すると自己の取引先である百貨店におけるグルーム社商品の販売に重大な支障が生ずるおそれがあると考え、八代商事を通じてグルーム社に対し、フジサンケイとの取引を停止するよう要請した。

このため、フジサンケイは、グルーム社からグルーム社商品を仕入れることができなかつた。

上記の事実について、ヤシロは、自己と競争関係にあるフジサンケイとその取引の相手方であるグルーム社との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(2) ラジオメータートレーディング社事件(平成五・九・二八勸告審決、審決集四〇巻二二三頁)

ラジオメータートレーディング社(以下「トレーディング社」という)は、デンマークのメデイカル社が製造し、ラジオメーターが一手に輸入している血液ガス分析装置及び同装置の洗浄液に使用する「試薬」を同社から一手に供給を受けて国内において販売する事業者であつて、国内における血液ガス分析装置の販売高において業界一位を占めている。

メデイカル社製の血液ガス分析装置を使用する際には同社製の試薬のみが用いられるところ、トレーディング社は、同試薬を取引先販売業者を通じて需要者である病院等に供給している。

トレーディング社は、輸入販売業者が、トレーディング社の取引先販売業者を通じて、並行輸入試薬をトレーディング社の卸売価格より低い価格で需要者に供給していることを知り、また、並行輸入試薬の販売量が当初の予想より多いものであることが明らかになったことから、これを放置すると自社の収入が損なわれることを懸念し、これに対

処するため、逐次、取引先販売業者に対し、①並行輸入試薬を取り扱わないよう要請する、②右要請に応じない場合は、試薬の供給の停止及び並行輸入試薬が用いられたメデイカル社製の血液ガス分析装置の保守管理の中止を含む対応をする旨を文書で通知した。

前記通知により、トレーディング社の取引先販売業者は、並行輸入試薬の販売を中止した。

前記事実について、トレーディング社は、自己と競争関係にある並行輸入試薬を取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(3) 星商事件(平成八・三・二三勸告審決、審決集四二巻一九五頁)

星商事は、ハンガリーのヘレンド社が製造する磁器製の食器等(以下「ヘレンド製品」という)を同社から一手に供給を受けて国内において販売する事業者である。ヘレンド製品は、一般に、わが国に輸入される磁器製の食器等の中では高級品であるとの評価を受けている。

星商事は、ヘレンド製品を主として百貨店等に販売しているところ、同製品について同社は希望小売価格を設定しており、百貨店等は通常同価格で販売している。

ヘレンド社は、ヘレンド製品の輸出に当たり、主要輸出相手国別に、当該国内における同製品の一手販売権を付与した総代理店を通じ供給している。なお、同社は、同製品の底部に当該製品の輸出相手国別の国番号を付している。

星商事は、並行輸入品が自社の希望小売価格を相当程度下回る価格で大量に販売されるようになってきたことから、並行輸入品対策について検討した結果、並行輸入品が自社の希望小売価格を相当程度下回る価格で大量に販売される場合には、当該並行輸入品について店頭調査を行い、当該製品に付された国番号により当該並行輸入品の輸出国

を突き止めて、ヘレンド社に通報し、同社をして、ヘレンド製品を並行輸入業者に供給しないようにさせる旨の方針を決定した。

そして、星商事は、前記方針に基づき、具体的な並行輸入品の安売り事例に接した場合には、その輸入先について調査を行い、ヘレンド社に対し善処方を要請し、当該輸入業者に対するヘレンド製品の供給を停止させた。

上記の事実について、星商事は、自己と競争関係にある並行輸入品を取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である第三国に所在するヘレンド社の総代理店等との取引を不当に妨害してのものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(4) 松尾楽器商会事件(平成八・五・八勧告審決、審決集四三巻二〇四頁)

松尾楽器商会は、アメリカのスタインウェイ社がドイツのハンブルグ支店に製造販売させているピアノを同支店から一手に供給を受けて国内において販売する事業者である。スタインウェイ・ピアノは、演奏者から高い評価を得ていることから、これを指名して購入する官公庁等が多く、多数の公共ホールに設置されている。

松尾楽器商会は、スタインウェイ・ピアノを直接又は楽器店を通じて需要者である官公庁等に販売しているところ、同ピアノに「定価」を設定しており、定価で官公庁等に販売するよう努めている。

ハンブルグ支店は、スタインウェイ・ピアノに製造番号を付している。

松尾楽器商会は、かねてから、スタインウェイ・ピアノを定価で販売し、定価を相当程度下回る価格で販売されている並行輸入ピアノの販売を阻止することに努めており、そのために、ハンブルグ支店に対し並行輸入ピアノの入手経路の調査を依頼してきたところ、並行輸入ピアノの増加を懸念し、並行輸入ピアノ対策について検討した結果、並

行輸入ピアノの存在が判明した場合には、当該ピアノに付された製造番号を調べ、その製造番号を同支店に通知して、同支店をして、その入手経路を調査させる旨の方針を決定した。

そして、松尾楽器商会は、前記方針に基づき、具体的に自己の定価を下回る価格で納入された並行輸入の事例について、そのピアノに付された製造番号を調べ、ハンブルグ支店に対しその製造番号を通知し、その入手経路を調査したうえ善処するよう要請した。右要請を受けて同支店は、その供給元を調査し、その供給元である第三国の代理店に対し、並行輸入業者にピアノを供給しないようにさせた。

上記の事実について、松尾楽器商会は、自己と競争関係にある並行輸入ピアノを取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である第三国に所在するハンブルグ支店の代理店との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(5) ハーゲンダッツジャパン事件 (平成九・四・二五勸告審決、審決集四四卷二三〇頁)

ハーゲンダッツジャパン (以下「ハーゲンダッツ」という) は、ハーゲンダッツブランドのアイスクリーム (以下「ハーゲンダッツ製品」という) を製造販売及び輸入販売する事業者であり、ハーゲンダッツ製品のうち四七四^{ミル}入りの製品等については、アメリカのピルスベリー社から一手に供給を受けて、国内で販売している。ハーゲンダッツは、ピルスベリー社との間で輸入総代理店契約は締結していないが、同社は、実質的に輸入総代理店と同視できる。ハーゲンダッツは、ハーゲンダッツ製品について希望卸売価格及び希望小売価格を定めている。ピルスベリー社は、ハーゲンダッツ製品について製造ロット番号等を付して供給している。

ア、ハーゲンダッツは、ハーゲンダッツ製品の小売業者に希望小売価格を維持させるため、自ら又は卸売業者等を

通じて価格維持を要請し、これに応じない小売業者には卸売業者をして出荷停止する等の手段を講じた。

イ、ハーゲンダッツは、輸入販売業者がその複数の小売店舗において並行輸入品の四七四^ミ入りの製品をハーゲンダッツの希望小売価格の三〇%引きの価格で販売する旨の新聞折込広告をしたところ、ただちにその小売店舗で並行輸入品を購入し、それがアメリカから輸入されたものであることを確認した。そして同社は、ピルスベリー社に対し、アメリカ国内の取引先卸売業者に日本国内へのハーゲンダッツ製品の並行輸入につながる販売を行わないようにさせる旨を要請するとともに、並行輸入品の経路調査のために右並行輸入品のロット番号等を通じた。ピルスベリー社は、ハーゲンダッツの要請及び通知を受けて、並行輸入品の経路調査をし、判明した卸売業者等に対し、販売担当地域外への販売を行わないように指示し、また、アメリカ所在のすべての取引先卸売業者に対し、日本への並行輸入につながる販売は取引停止の対象となる旨を書面で通知した。

ハーゲンダッツは、その後も購入した並行輸入品のロット番号等を通知することにより、ピルスベリー社に対し、同様の措置を講じさせた。

上記のアの事実については、一二項（再販売価格の拘束）に該当し、また、イの事実については、自己と競争関係にある並行輸入品を取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である外国に所在するハーゲンダッツ製品の販売業者との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、いずれも一九条に違反するとされた。

(6) ミツワ自動車事件（平成一〇・六・一九審判審決、審決集四五巻四二頁）

ミツワ自動車は、ドイツのポルシェ社と日本における輸入総代理店契約を締結して、ポルシェ車を同社から一手に供給を受けて国内において販売する事業者であるところ、ポルシェ車について希望小売価格を定め、主として代理店

を通じて販売している。

ミツワ自動車は、並行輸入車が自己の希望小売価格の約三五%引きの価格で販売される旨の広告に接したことから、このような並行輸入車の販売を放置しておくと同様の輸入販売業者が増加し、並行輸入車の販売台数も増加することになる等のことから、今後、並行輸入車が希望小売価格を相当程度下回る価格で大量に販売される場合には、並行輸入車に付された車体番号を調査してこれをポルシェ社に通知し、同社をして供給経路を調査させ、並行輸入車を減らすための対策を採るよう求めることとし、その旨を同社に要請した。

ミツワ自動車は、前記の方針に基づいて、並行輸入車が希望小売価格を大幅に下回る価格で販売される情報に接した場合には、店頭調査を行い、当該輸入車に付された車体番号を調査してこれをポルシェ社に通知し、同社をして供給経路を調査させ、判明した第三国の輸入総代理店に対し、並行輸入業者に販売させないようにさせた。

上記の事実について、ミツワ自動車は、自己と競争関係にある輸入販売業者とその取引の相手方である第三国の輸入総代理店との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(7) グランドデュークス事件 (平成一〇・七・二四勧告審決、審決集四五卷一一九頁)

グランドデュークスは、アメリカのゼネラル・エコロジ社が製造する浄水器を同社から一手に供給を受けて国内において販売する事業者であるところ、その取り扱う浄水器の大部分はブランド名が「シーガルフォア」であり、同社は、シーガルフォア等について希望小売価格を設定してこれらを販売業者を通じて一般消費者に販売している。

ゼネラル・エコロジ社は、シーガルフォアにシリアルナンバーと称する番号を付して供給している。

グランドデュークスは、ゼネラル・エコロジ社に対し、並行輸入浄水器のわが国への流入について懸念を表明し

ていたところ、海外販売業者からグラントデュークス取引先販売業者に対し、シーガルフォーについて、グラントデュークスの卸売価格を大幅に下回る価格で注文に応じる旨の引合いがあったとの情報に接したため、ゼネラル・エコロジ社に対し並行輸入浄水器対策について質したところ、同社から、わが国において並行輸入浄水器の存在が判明した場合には、当該並行輸入浄水器に付されたシリアルナンバーを調査してこれをゼネラル・エコロジ社に通報することに、同社が当該並行輸入浄水器の供給元である販売代理店を突き止め、当該販売代理店に対し日本向けに供給しないよう警告を行い、これに従わない場合には、当該販売代理店に対するシーガルフォーの供給を中止する旨の回答を得た。

そこで、グラントデュークスは、具体的に並行輸入品の安売り販売の情報に接したときは、当該商品のシリアルナンバーを確認してこれをゼネラル・エコロジ社に通報し、ゼネラル・エコロジ社は、右通報を受け、当該並行輸入浄水器について、その供給先であるアメリカの販売代理店を突き止め、同販売代理店に対し、日本にシーガルフォーを供給しないよう警告するとともに、今後、同販売代理店からの日本向けと送料される注文に応じないこととした。上記の事実について、グラントデュークスは、自己と競争関係にある輸入販売業者とその取引の相手方であるアメリカの販売代理店との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

5 水産物の有力な卸売業者が同業者の販売先との取引を妨害した事件

(1) 熊本魚事件（昭和三五・二・九勧告事件、審決集一〇巻一七頁）

熊本魚市場内において鮮魚介類の卸売業を営んでいる者は九社存在していたが、八社は統合して熊本魚を設立し、その取扱高は同市場内において約八五%を占めるに到り、大海水産の社は統合に参加しなかった。

ア、熊本魚は、熊本市場に所属する買受人に対して、自己とのみ買受契約を締結するようにさせるとともに、大海水産がその買受人との間で買受契約を更新しようとするに当たり、これらの買受人に対して威圧を加えて契約の更新を阻止し、また、大海水産と取引している買受人に対しては売止めをする旨を申し渡した。

イ、熊本魚は、大海水産のせり場の周囲に障壁を設け、また、同社の役員らは障壁の周囲を監視する等買受人が大海水産のせりに参加することを妨害した。

ウ、熊本魚は、大海水産の買受人を自己と取引するように誘引するため、仲買專業の買受人に対しては、落札価格をより安く販売させて、その差額・口銭に相当する金額を提供した。

前記熊本魚の行為により、大海水産のせりは妨げられ、同社と取引していた買受人約四〇〇名のうち公然と取引する者は一〇名に減少した。

前記熊本魚の行為のうち、アについて旧七（排他条件付取引）、ウについて旧六（不当な利益提供）、ア及びイについて、競争関係にある大海水産とその買受人との取引を不当に妨害しているものであり、これは旧一一（取引妨害）に該当し、いずれも一九条に違反するとされた。

(2) 柏崎魚市場事件（昭和三八・一一一・一一一勸告審決、審決集一一二卷四八頁）

柏崎市等の地区における水産物の卸売業者としては、柏崎魚市場のほか柏崎水産があるが、柏崎水産の取扱い品数が柏崎魚市場に比し著しく少ないため、同地区の水産物小売業者は柏崎魚市場から仕入れなければ通常の営業が困難な状態にある。

柏崎魚市場は、従来、冷凍品及び塩乾物については、東京都所在の日本水産、大洋漁業等と取引していたが、日本

水産の特約店になってからは主として同社の商品を取り扱うようになった。

同地区には、大洋漁業の特約店は存在しなかったが、同地区内で品田（後に「柏崎水産」となる）が新たに水産物卸売業を開始し、大洋漁業製品を取り扱うようになったため、柏崎魚市場の取引先である水産物小売業者等（買受人）は、品田とも取引するようになった。このため、柏崎魚市場は、品田との競争上、従来の高水準の利益を維持することが困難となった。

そこで、柏崎魚市場は、同社の買受人に対し、品田との取引を禁止する旨を申し渡し、今後は柏崎魚市場以外とは取引しない旨の誓約書の提出を求めた。

上記の事実について、柏崎魚市場は、競争関係にある柏崎水産とその取引先水産物小売業者との取引を不当に妨害しているものであり、これは旧一一（取引妨害）に該当し、一九条に違反するとされた。

6 協会が会員及び非会員の顧客との取引を妨害した事件

(一) 関東地区登録衛生検査所協会事件（昭和五六・三・一七同意審決、審決集二七巻一一六頁）
 関東地区登録衛生検査所協会（以下「協会」という）は、関東地区において衛生検査業務を営む者等を会員としている。

ア、協会は、会員間における顧客の争奪等により衛生検査料金が低落することを防止するため、会員間の顧客の移動を禁止する旨を決定した。

イ、協会は、会員間及び会員・非会員間における顧客の争奪等に係る紛争の処理について、

①会員間及び会員・非会員間における顧客の争奪等について、協会に対し文書により申立てがあったとき又は常

任理事会が必要と認めたときは、適正配置委員会において、関係者を喚問する等して調査し、当事者に対し必要な措置を勧告する

②各会員から、それぞれ営業責任者五名以内を適正化指導員として協会に登録させ、これらの適正化指導員に、①の勧告の実施状況を監視させるとともに、勧告に従わない会員及び非会員に対する顧客奪取等を含む営業指導を行わせる

③②の営業指導により会員が奪取した顧客の取扱い等の事後処理については、適正配置委員会に諮問し、理事会において決定する

等を含め内容とする適正配置委員会規定及び会員が他の会員の顧客を奪取した場合は制裁金を課すことができる等を含め内容とする制裁金規則をそれぞれ決定した。

ウ、協会は、会員から他の会員又は非会員に顧客を奪取されたとして文書で申立てがあった場合は、適正配置委員会規定に基づき、関係者を協会に呼び出す等の方法により事実関係を調査したうえで、当該顧客を奪取した会員及び非会員に対し、顧客を奪取する行為の中止、奪取した顧客の返還等を申し入れた。さらに、協会は、この申入れに従わなかった非会員の顧客に対し、会員をして一斉に営業活動を行わせて当該非会員の顧客を奪取させた。

上記の事実のうち、ア及びイについて、協会は、会員間の顧客の移動を禁止することにより、会員の機能又は活動を不当に制限しているものであり、これは八条一項四号に違反し、また、イ及びウについて、協会は、会員をして、競争関係にある非会員とその顧客との取引を不当に妨害させるようにしているものであり、これは会員に旧一一（取引妨害）に該当する行為をさせるようにしているものであり、八条一項五号に違反するとされた。

7 協同組合が員外者の取引を妨害した事件

(1) 神奈川県生コンクリート協同組合事件(平成二一・二一・一五勸告審決、三六巻四四頁)

神奈川県生コンクリート協同組合(以下「神奈川協組」という)は、横浜市等の地区において生コンの共同販売事業を行っており、神奈川協組の生コンの販売量は、同地区における生コンの総販売量のほとんどすべてを占めている。神奈川協組は、生コンの販売業者との間の取引契約において、同協組が供給する生コン以外を取り扱う場合は、あらかじめ同協組に報告しなければならないことを規定しており、販売業者がこれに違反した場合は取引契約を解除することとしている。

ア、神奈川協組は、かねてから共同販売事業によって生コンの市況の立直し及び組合員の生コンの出荷数量の増大に努めてきたが、同協組の組合員でない生コンの製造業者(以下「員外者」という)の存在によりその目的が十分達成できなかった。このため、神奈川協組は、前記取引契約に基づき、販売業者から員外者の生コンを取り扱いたい旨の報告がなされた場合でも、組合員により出荷が可能なときは、同協組と取引するよう慫慂する等により員外者との取引を認めず、また、同報告をせずに員外者の生コンを取り扱った販売業者に対しては取引を一定期間停止する等の措置を採ることにより、販売業者に対し、同協組から生コンの全量を購入させ、員外者の生コンを取り扱わせないようにした。

イ、神奈川協組は、同地区内では生コンの需要者である建設工事業者が員外者の生コンのみを使用して工事を行うことは困難な状況にあるところ、組合員の生コンの出荷数量の増大を図るため、員外者の生コンを使用している需要者に対し組合員の生コンを使用するよう要請し、この要請に応じない者に対しては、今後組合員の生コンを供給しない旨を申し入れるなどして、員外者と生コンの需要者との生コンの取引をさせないようにした。

この結果、一部の生コンの需要者は、既に員外者の生コンを使用して施工していた工事について、途中から組
合員の生コンに切り替えることを余儀なくされた。

ウ、神奈川協組は、員外者の生コンの出荷数量を抑制させる方策として、組合員及び主要な員外者を生コンの原材
料であるセメントの仕入先製造業者ごとに区分し、員外者の生コンの出荷については、その数量を当該員外者と
同一の区分に属する組合員の出荷数量とみなすことを含む「系列別責任体制」と称する措置を決定し、文書をも
ってセメント製造業者九社に対しこの旨を通知し、これを実施した。

上記の事実のうち、アについて、神奈川協組は、販売業者に対し、不当に販売業者が自己と競争関係にある員外者
と生コンの取引をしないことを条件として取引しているもので、これは、一一項（排他条件付取引）に該当し、イに
ついて、神奈川協組は、員外者と生コンの需要者との生コンの取引を不当に妨害しているものであり、ウについて、
員外者とセメント製造業者とのセメントの取引を不当に妨害しているものであり、これらは、いずれも一五項に該当
し、いずれも一九条に違反するとされた。

(2) 湘南生コンクリート協同組合事件（平成二一・二一・一五勸告審決、審決集三二六巻四九頁）

湘南生コンクリート協同組合（以下「湘南協組」という）は、神奈川県湘南地区において生コンの共同販売事業を
行っており、湘南協組の生コンの販売量は、同地区における生コンの総販売量のほとんどすべてを占めている。

湘南協組は、生コンの販売業者との間の取引契約において、同協組が供給する生コン以外を取り扱う場合は、あら
かじめ同協組に届け出なければならぬことを規定しており、販売業者がこれに違反した場合は取引契約を解除する
こととしている。

ア、湘南協組は、かねてから共同販売事業によって生コンの市況の立直し及び組合員の生コンの出荷数量の増大に努めてきたが、同協組の組合員でない生コンの製造業者（以下「員外者」という）の存在によりその目的が十分達成できなかった。このため、湘南協組は、前記取引契約に基づき、販売業者から員外者の生コンを取り扱った旨の届出がなされた場合でも、組合員により出荷が可能なときは、同協組と取引するよう慫慂する等により員外者との取引を認めず、また、同届出をせずに員外者の生コンを取り扱った販売業者に対しては今後このようなことを行わないよう警告する等の措置を採ることにより、販売業者に対し、同協組から生コンの全量を購入させ、員外者の生コンを取り扱わせないようにした。

イ、湘南協組は、同地区内では生コンの需要者である建設工事業者が員外者の生コンのみを使用して工事を行うことは困難な状況にあるところ、組合員の生コンの出荷数量の増大を図るため、員外者の生コンを使用している需要者に対し組合員の生コンを使用するよう要請し、この要請に応じない者に対しては、今後組合員の生コンを供給しない旨を申し入れるなどして、員外者と生コンの需要者との生コンの取引をさせないようにした。

上記の事実のうち、アについて、湘南協組は、販売業者に対し、不当に販売業者が自己と競争関係にある員外者と生コンの取引をしないことを条件として取引しているものであり、これは一一項（排他条件付取引）に該当し、イについて、神奈川協組は、員外者と生コンの需要者との生コンの取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、いずれも一九条に違反するとされた。

(3) 三浦地区生コンクリート協同組合事件（平成三・一一・二、勧告審決、審決集二八巻二二七頁）

三浦地区生コンクリート協同組合（以下「三浦協組」という）は、新潟県三浦地区において生コンの共同販売事

業を行っており、三蒲協組の生コンの販売量は、同地区における生コンの総販売量の大部分を占めている。また、三蒲協組の組合員は、その使用する砂利の約半数を同協組の共同購買事業により阿賀野川骨材協同組合（以下「阿賀野川協組」という）から購入しており、その余の過半は阿賀野川協組の組合員から購入している。

岩留工業は、同地区において生コンの製造業を営む者であり、三蒲協組を脱退し、同地区及びその周辺において同協組より低い価格で生コンを販売している。また、岩留工業は、その使用する砂利のほとんどすべてを阿賀野川協組の組合員から購入している。

三蒲協組は、かねてから、共同販売事業によって生コンの市況の維持に努めてきたが、岩留工業の存在によりその目的が十分達成できなかつた。

そこで、三蒲協組は、生コンの市況の立直しを図るため、阿賀野川協組に岩留工業への砂利の納入を停止させること、停止させた場合には停止させた数量に見合う分（岩留工業分）の砂利を同組合から買い上げることとを決定し、同決定に基づき、阿賀野川協組に対し、同組合員による岩留工業への砂利の納入を停止させることを要請し、停止させた場合には岩留工業分の砂利を阿賀野川協組から共同購入事業によって買い上げることとを確約した。

阿賀野川協組は、右要請を受け入れることにより同協組が実施中の砂利の共同販売事業を推進できるうえ、同要請を拒否した場合には、三蒲協組との砂利の取引に悪影響が出る懸念されるところから、三蒲協組の前記要請にしたがって組合員に対し岩留工業向けの砂利の供給を停止した。

上記事実について、三蒲協組は、自己と競争関係にある岩留工業とその砂利の購入先との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(4) 奈良県生コンクリート協同組合事件(平成一三・一一・二〇勸告審決、審決集四七巻三五九頁)

奈良県生コンクリート協同組合(以下「奈良協組」という)は、組合員から生コンを買い受けて、その取引先販売業者として登録している販売店(以下「登録販売店」という)等を通じて販売しており、その販売量は、奈良地区における生コンの供給量の大部分を占めている。

住友大阪セメント、宇部三菱セメント、太平洋セメントの三社は、奈良地区において生コンの製造販売業者が使用するセメントをセメント販売業者を通じて販売しており、三社のセメントの供給量の合計は、奈良地区における生コンの製造販売業者向けセメント供給量の大部分を占めている。奈良地区におけるセメント販売業者のうち一七社は奈良協組の登録販売店でもある。セメント販売業者一七社のうち山形建材は、住友大阪セメントの製造するセメントの奈良地区における主要な販売業者である。また、徳本砕石工業は、骨材の製造業者であり、奈良地区において生コンの製造業者が使用する骨材の供給を行っている。

サンコーレミテックは、徳本砕石工業の役員的全額出資により設立され、休止していたニッココ産業の製造設備等を譲り受けて生コンの製造販売業を開始したものである。

奈良協組は、かねてから、奈良地区における生コンの需要量の減少傾向への対策について検討してきたところ、徳本砕石工業がニッココ産業の製造設備等を譲り受けて生コンの製造販売を行う計画であるとの情報に接し、徳本砕石工業による操業再開を阻止する決定を行った。そして、①セメント製造業者及びセメント販売業者一七社に対し、同操業再開に向けてのセメントの供給をしないよう要請し、②前記セメント三社に対し、サンコーレミテックにセメントを供給しないよう要請し(各社は同要請を承諾した)、③山形建材がサンコーレミテックにセメントを供給していること等を示唆してサンコーレミテックにセメントを供給することを停止

させた。

上記の事実について、奈良協組は、自己と奈良地区において競争関係にあるサンコーレミテックとセメントの製造業者又は販売業者との取引を不当に妨害しているものであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(5) 東京地区エ・エル・シー協同組合事件(平成一五・一・三二勧告審決、審決集四九卷二六一頁)

東京地区エ・エル・シー協同組合(以下「東京協組」という)は、首都圏地区において、組合員の取り扱う軽量気泡コンクリート製品に係る工事の共同受注事業を行っている。東京協組は、建設業者から発注される軽量気泡コンクリート製品に係る工事のうち、それに使用される同製品の種類・使用量が一定以上の「特定軽量気泡コンクリート製品工事」について共同受注事業の対象とし、原則として、東京協組が建設業者との間で共同受注契約を締結している。東京協組は、かねてから、東京協組に加入する資格を有する販売施工業者をすべて加入させるとの方針の下に、加入促進活動を行う一方、共同受注事業を行うことによつて、同事業の対象地区内における特定軽量気泡コンクリート製品工事の値戻しと称する受注価格の引上げに努めることとしていたが、東京協組に加入していない建材商社及び販売施工業者(以下「員外者」という)の安値受注により、その目的を十分達成できなかつた。このため、東京協組は、組合員が、その営業活動において共同受注契約の締結に向けて東京協組が建設業者と交渉している価格よりも安値で員外者が建設業者と価格交渉している等の情報に接した場合、当該情報を東京協組に対し積極的に提供させ、これらの情報を基に、員外者の営業活動を把握することとしていた。

東京協組は、特定軽量気泡コンクリート製品工事について、員外者が共同受注に関する最低価格よりも安値で建設業者から受注することを防ぐため、員外者が受注を希望する物件及びその内容について組合員を通じて申請(以下

「代理申請」という)をさせ、受注する権利を当該組合員を通じて割り当てた場合にのみ受注することができるようにさせ、そのようにして、割当てを受けた当該員外者には共同受注に関する最低価格を前提に建設業者と交渉させ、建設業者から受注した場合には、東京協組に当該物件を発注させることとし、この旨を組合員に周知した。

また、東京協組は、自ら員外者に対し代理申請をすることを要請するとともに、当該員外者の軽量気泡コンクリート製品の仕入先販売業者に、当該員外者に対し代理申請をさせるよう首都圏地区において軽量気泡コンクリート製品を供給しているすべての製造業者に対し、次のような要請を行った。

すなわち、それぞれの製造業者系列の員外者が特定軽量気泡コンクリート製品工事を受注しようとする場合には、代理申請を確実に実行させ、東京協組による受注する権利の割当てを受けた場合にのみ受注することができるようにさせること、代理申請をしない員外者に対しては、軽量気泡コンクリート製品の販売価格を東京協組の組合員に対する販売価格よりも高くすること、又は軽量気泡コンクリート製品の出荷を停止すること等とすること。

員外者の中には、東京協組及び軽量気泡コンクリート製品の供給を受けている製造業者からの要請に応じて東京協組に代理申請したが、同協組から受注する権利を割り当てられなかったため、代理申請に係る物件の大部分について受注活動を断念した者がいた。また、東京協組から割当てを受けていた員外者が東京協組が共同受注に関する契約価格と決めていた価格よりも大幅に安い見積価格を提示していた工事について、組合員が工事を施工するよう変更させられた。

東京協組の以上のような行為により、員外者は、首都圏地区において建設業者から発注される特定軽量気泡コンクリート製品工事について、受注を希望する物件に関して東京協組の組合員を通じて東京協組に申請し、東京協組から割当てを受けた工事のみを受注することができるものとされており、首都圏地区における特定軽量気泡コンクリート

製品工事の受注活動が不当に妨害されている。

上記の事実について、東京協組は、首都圏地区において自己と競争関係にある員外者と特定軽量気泡コンクリート製品に係る工事を発注する建設業者との取引を不当に妨害しているのもであり、これは一五項に該当し、一九条に違反するとされた。

(6) 全国麻袋工業協同組合連合会事件(昭和三八・一二一・四勸告審決、審決集一二卷四四頁)

全国麻袋工業協同組合連合会(以下「全麻工連」という)は、輸入食用麻袋(以下「輸食袋」という)及び国内産米麦用故麻袋の販売を事業とし、輸食袋の販売先は、瑞穂資材及び東京資材の二社(以下、これらを「調達会社」という)である。

全麻工連は、東京資材の輸食袋の買付量のうち、全麻工連の会員の組合員以外の麻袋販売業者(以下「非組合員」という)からの買付量が増加してきたため、今後は輸食袋を直接輸入業者と取引することとともに、調達会社に対し輸食袋をすべて全麻工連から買い入れさせることとした。

しかしながら、東京資材が引き続き非組合員と輸食袋の取引をしているため、全麻工連は、同社に対して、非組合員と取引しないよう強く要請した。

また、非組合員によって組織されている関東食料麻袋協同組合及び関西食料麻袋協同組合が全日本食料麻袋協同組合連合会(以下「全食麻」という)を設立して輸食袋を共同販売しようとして調達会社に取引を申し入れたところ、瑞穂資材は明確な回答を留保し、東京資材は全麻工連から非組合員からは輸食袋を買い入れないよう強い申入れがあるため取引できない旨を回答した。

上記事実について、全麻工連は、自己と競争関係にある非組合員及び全食麻とその取引の相手方である調達会社の取引を不当に妨害しているものであり、これは旧一一に該当し、一九条に違反するとされた。

三 不当性の検証

1 市場の範囲

不公正な取引方法の成立要件である「正当な理由がないのに」又は「不当に」は、公正競争阻害性の存在を意味するが、この公正競争阻害性は、当該市場において公正な競争が阻害されるおそれがあることである。「市場」は、不当な取引制限の成立要件である「一定の取引分野における競争の実質的制限」でいうところの「一定の取引分野」の認定の場合と同一と考えて良いと思う。すなわち、公正競争阻害性が存在する市場も、原則として、商品又は役務・取引段階・取引地域又は相手方ごとに成立すると考えられる。

審判決例からみると、「商品又は役務」については、エレベータ保守用部品については、特定製造業者が製造するエレベータに係る保守用部品、駐車装置については、特定製造業者が製造する駐車装置に係る保守用部品と、他の製造業者が製造するものと代替できないことから、狭く解されており、この取扱いが妥当である。

また、輸入総代理店等が取り扱う商品についても、当該輸入総代理店等が輸入する商品は外国の特定製造業者の製造に係るものであり、それらはある程度ブランドイメージが高く製品差別化されたものが多いのが一般であるが、国内に同種又は類似の商品は多数存在するにもかかわらず、並行輸入妨害事件においては、当該輸入商品に係る市場の公正競争阻害性を問題としている。

特定ブランド商品が市場を形成するとの判断は、育児用粉ミルクに係る和光堂事件において最高裁判所が示した

(昭和五〇・七・一〇審決集二二卷一七三頁)と云うのであって、その判断は適切であり、このことは、取引妨害には何ら正当化できる事由は存在せず直ちに公正な競争を阻害するそれがあるものとしてこれを規制する必要がある、「不当性」の判断において、原則として公正競争阻害性があるものとして取り扱うべきこととも関連するものである。

2 「不当性」の判断

前記東芝エレベータテクノス事件において、控訴人は、「エレベータの保守は、控訴人のみが完全に行いうるもので、特に本件各部品のように安全性に影響を及ぼす部品については、控訴人においてその取替え調整工事をする必要がある」旨を主張したのに対し、大阪高等裁判所は「当該故障の程度や被控訴人の技術水準からして、被控訴人が本件各部品の単体での供給を受けて現実的故障を修理するに足りる程度に達していたものとみてよい」とした。但し、「商品の安全性の確保は、直接競争の要因とはその性格を異にするけれども、これが一般消費者の利益に資するものであることはいうまでもなく、広い意味でも公益に係るものというべきである。したがって、当該取引方法が安全性の確保のために必要であるか否かは、右の取引方法が「不当」になされたかどうかを判断するに当たり考慮すべき要因の一つである」と述べた。

しかし、判決が「不当性」の判断において直接競争の要因と異なる安全性の確保のために必要であるか否かを考慮する点については疑問がある。前記育児用粉ミルクに係る和光堂事件において最高裁判所は、「正当な理由」とは、専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であつて、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり、単に通常の意味において正当のごとくみえる場合すなわち競争秩序の維持とは直接関係のない事業経営上又は取引上の観点等からみて合理性ないし必要性があるにすぎない場合などは、

ここにいう「正当な理由」があるとすることはできないものである」とした。

独占禁止法の運用において、安全性の確保など直接競争の要因と異なるものを一切考慮すべきでない」と主張するものではない。独占禁止法の運用において、事件として取り上げるか否かについては公正取引委員会の裁量に任されている。当該取引方法が独占禁止法一条の趣旨から考えて、安全性の確保等のために必要と判断する場合には、事件として取り上げないこととして良いと考えられる。これは、不当な取引制限該当性の判断における「公共の利益に反して」の解釈との軌を一にする。石油価格カルテル刑事事件判決において東京高等裁判所（昭和五五・七・二六審決集二八巻別冊二二九頁）は、「公共の利益に反して」とは、同法の趣旨、目的に反することをいい、原則として同法の直接の法益である自由競争経済秩序に反することであるが、形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、全体的に見た前記の同法の趣旨、目的に実質的に反しないと認められるような例外的なものを公共の利益に反しないものとして独禁法の適用から除く趣旨で右構成要件が設けられたものであると解するのが相当である」と述べ、最高裁判所判決（昭和五九・二・二四審決集三〇巻二四四頁）もこれを支持した。不当な取引制限該当性の判断に当たっては、例えば、環境保護カルテルや安全性確保カルテルなどが問題とされよう。

東京都芝浦と畜場の大動物の解体料金が不当廉売に該当するか否かが争われた事件の最高裁判決（平成元・一一・一四・審決集三六巻五七〇頁）において、「正当な理由」は、「専ら公正競争秩序維持の見地に立ち、具体的な場合における行為の意図・目的、態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合的に考慮して判断すべきものである」としたが、本件の事情として、①他の競争業者の料金との関係からそのような料金を設定せざるを得なかったこと、②「集荷量の確保及び価格の安定を図るとの政策目的達成のため、赤字経営の防止よりは物価抑制等を優先させた」こ

との事情があり、当該事業者の意図・目的等をも総合的に考慮した「正当な理由」がないものに当たるとは言えないとした。この判決の①の点は「正当な理由」に含まれるものであるが、②の点は直接競争の要因と異なるものであり、この点は前記育児用粉ミルク事件判決と異なるということができる。

不公正な取引方法該当性の判断における公正競争阻害性の解釈に当たっても、安全性の確保のための必要性等は、独占禁止法の趣旨、目的から判断すべきであり、一般指定の「不当に」の文言上の解釈は専ら公正競争阻害性があることであるが、形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、全体的にみた独占禁止法の趣旨、目的に実質的に反しないと例外的に認められるようなものを違法としないとして運用を行うべきであろう。

なお、一五項でいう「不当に」は、「正当な理由がないのに」であるべきことは、一において述べたとおりである。

四 他の条項の適用

取引妨害は、事業者とその取引の相手方との取引を妨害するものであり、競争業者が行う一般指定一五項に該当する行為がその典型的なものであるが、そのような行為によらない場合でも事実上取引妨害が行われる場合がある。それは、次のような場合である。

(1) 私的独占に該当する行為

例えば、独占的事業者が、取引先販売業者に対し、安い輸入品を取り扱うのを禁止したり、取引先である仕入先や販売先に新規参入業者と取引しないよう圧力をかける等の場合（三条違反）。

(2) 不当な取引制限に該当する行為

例えば、事業者又は事業者団体が、協定により、取引の相手方の決定・制限をする等の場合（三条又は八条一項一号・四号違反）。

(3) 排他条件付取引に該当する行為

例えば、ある製造業者が、取引先販売業者に対し、安い輸入品を取り扱う輸入販売業者と取引しないことを条件に取引する等の場合（一般指定二一項該当）。

(4) 拘束条件付取引に該当する行為

例えば、ある製造業者が、取引先卸売業者に対し、安い輸入品を取り扱う小売業者に販売しないようにさせたり、取引先販売業者に価格維持を図るために横流しを禁止したりする等の場合（一般指定一三項該当）。

(5) その他

以上のほか、共同の取引拒絶（一般指定二項）、単独の取引拒絶（同二項）、不当廉売（同六項）、ぎまんの顧客誘引（同八項等）、不当な利益による顧客誘引（同九項等）、抱き合わせ販売（同一〇項）、優越的地位の濫用（同一四項）等によっても、他の事業者とその取引の相手方との取引が妨害される結果・効果が生じる場合がある。

例えば、日本郵政公社（被告）対ヤマト運輸（原告）事件においては（平成一八・一一・一九東京地判・原告敗訴・控訴中）では、不当な利益供与（一般指定九項）及び不当廉売（同六項）該当性が争われている。

さらに、同一事件に対する法適用をめぐることは、異なる見解が成立する余地が多分にある。この点については、行為の特質を十分に分析して最も効果的かつ適切に違反行為を排除できるかとの観点から検討すべき問題である。

しかしながら、以上のような行為に該当せず、競争関係にある事業者でもなく、当該事業者と取引関係がない場合であっても、取引妨害が事実上行われることが理論上考えられる。例えば、ある事業者が、提携関係等にある会社の

ために、当該会社と競争関係にある会社の取引について、何らかの方法により取引妨害行為を行うような場合である。独占禁止法違反行為は、当該一定の取引分野・市場に属しない事業者の行為によっても惹起される場合があり得る。法は、公正自由な競争の確保を目的とするものであるから、違反行為者が同一市場に属しているか否かに係りなく規制の対象にすべきであるから、一般指定一五項が取引妨害の行為者を競争事業者に限定することは適切でないと考えられる。但し、これは、立法論の問題であるから、本稿では、問題点の指摘に止めておきたい。

第二節 不正競争防止法による規制

一 概要

不正競争防止法で取引妨害の関連行為について規定している条項としては、次のようなものをあげることができよう。

(1) 混同惹起行為

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装等）として需要者に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用等する行為（二条一項一号）。

(2) 著名表示冒用行為

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一又は類似のものを使用等する行為（二条一項二号）。

(3) 商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（二条一項三号）。

(4) 営業秘密に係る不正行為

窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正所得行為」という）又は不正所得行為により取得した営業秘密を使用等する行為（二条一項四号）。

関連規定として、同項五号〜九号がある。

(5) ドメイン名に係る不正行為

不正な利益を得る目的又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する権限を取得し、もしくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為（二条一項一二項）。

(6) 信用毀損行為

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為（二条一項一四項）。

二 営業秘密に係る不正行為⁽³⁾

1 秘密管理性

本項では、前記一（4）に掲げた「営業秘密に係る不正行為」について若干の解説を行う。

二条一項四号では、例えば、従業員が会社の保管する大口受注報告書等の機密文書を窃取し、産業スパイに交付する行為（大日本印刷産業スパイ事件・東京地判昭和四〇・六・二六判時四一九号一四頁）、百貨店勤務のコンピュータ技術者が会社の顧客名簿の入力された磁気テープを盗み出し、社外のリスト販売会社に売却し、不正な利益を得た行為（京王百貨店顧客名簿事件・東京地判昭和六二・九・三〇判時一二五〇号一四四頁）、従業員が在職中に会社が管理する取引先名簿や従業員リストを盗み出して、退職後に自分で会社を設立し、これら取引先が自社と取引するよ

う誘引し、及び従業員が自社に勤務するよう誘引する等の行為がこれに当たる。

本号では、特に、「営業秘密」の該当性について問題となることが多い。「営業秘密」については、二条六項に規定されており、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の各要件を満たすものとされている。

以上のうちでも、「秘密管理性」は、かなり厳格に解釈されている。平成一五年一月三〇日「営業秘密管理指針」（経済産業省）によれば、「判例上は、一般的に、①当該情報にアクセスできる者を制限するとともに、②同情報にアクセスした者にそれが秘密であることが認識できることが必要とされており（東京地裁平成一二年九月二八日判決参照）、情報の種類、企業の規模及び業態、相手方との関係等に応じて、例えば、以下の方法により、秘密として適正に管理されていることが要求される」とする。

【1】 具体的管理

（1） 物的・技術的管理

例 （ア） 営業秘密であることの表示

例えば、書類に「部外秘」「厳秘」と記載すること、特定の場所に保管して営業秘密であることを明確にしていること等

（イ） 営業秘密への物的・技術的なアクセス制限

例えば、営業秘密の収納、保管、破棄方法を規定していること、コンピュータ・ネットワークのセキュリティによりアクセス制限を課していること、立入制限区域を設置（部外者の立入を禁止する措置）していること等

(2) 人的・法的管理

例 (ア) 営業秘密へアクセスできる者の制限

例えば、営業秘密の取扱者や営業秘密にアクセスできる権限のある者を限定していること等

(イ) 営業秘密にアクセスした者への制約

例えば、営業秘密にアクセスした者に対し、権限なしに使用・開示してはならない旨の義務を課していること等

【2】組織的管理

例 (ア) 情報の管理者の選任

例えば、情報セキュリティの管理責任者、総括責任者、統括責任者を選任していること等

(イ) 教育

例えば、秘密管理の重要性や管理組織の概要、具体的な秘密管理のルールについて教育を実施していること等

2 具体的事例

次に、判例について見てみると、次のとおりである。

(1) 一部でも、秘密管理性が認められた事例

ア、「男性用かつら販売業における顧客名簿」の管理につき、顧客名簿の表紙に「マル秘」の印を押捺し、店内のカウンターの内側の顧客から見えない場所に保管していた。判決は、男性用かつら販売業における顧客名簿の性質、原告の事業規模、従業員数（七名）に鑑み、原告顧客名簿に接する者に対して、これが営業秘密であると判

断させるに十分な措置がなされているというべきであり、原告顧客名簿は秘密管理性が認められるとした（大阪地判平成八・四・一六知財集二八卷二号三〇〇頁）。

イ、「フッ素樹脂シートライニングの際の溶接技術」の管理につき、①役員、従業員から誓約書を徴して保管義務を課している、②在庫管理を製造課長が行う、③製造課のロッカーにノズル等の冶工具やディスプレイを保管していた。判決は、上記の事実から、秘密管理性が認められるとした（大阪地判平成一〇・一二・二二知財集三〇卷四号一〇〇〇頁）。

ウ、「治療データ」、「輸入申請書等」及び「顧客名簿」の管理につき、「治療データ」及び「輸入申請書等」は、店内のキャビネットに勤務時間中は施錠されない状態で保管されていた。また、それらのフロッピーディスクのうち「治療用データ」については、取り扱うことのできる社員を限定するなどの措置は講じておらず、また、「輸入申請書等」については、会社が管理していたと認められる証拠はなかった。「顧客名簿①」は、紙媒体で他社のカタログと一緒に事務机の上に積み重ねて置いてあり、「顧客名簿②」は、専任の管理者がフロッピーディスクで管理し、フロッピーディスクは専用のキャビネットに施錠して保管し、プリントアウトには所長の許可が必要であり、マル秘の表示があり、「顧客名簿③」は、紙媒体は販売部内のキャビネットの中にファイルして収納され、マル秘の表示はなかった。

判決は、上記の事実から、「顧客名簿②」のみに秘密管理性が認められるとした（東京地判平成一二・九・二八判時一七六四号一〇四頁）。

(2) 秘密管理性が認められないとされた事例

ア、会計事務所の「顧問先名簿」、「顧問料金表」及び「各得意先の会計、経営の情報が記載された電子フロッピー

「」の管理につき、「顧問先名簿」は、①無施錠の棚に入れられていた、②主として事務員が利用し、従業員の誰もがみることができた、③秘密の表示、指導、あるいはアクセスについての人的・時間的制限がなかった。「顧問料金表」は、①経理課の書庫に入れて施錠されていた、②秘密の表示、指導、あるいはアクセスについての人的・時間的制限がなかった。「電子フロッピー」は、①無施錠の一般保管庫に入れて保管されていた、②秘密の表示、指導、あるいはアクセスについての人的・時間的制限がなかった。

判決は、上記の事実から、「顧問先名簿」、「顧問料金表」及び「電子フロッピー」のすべてについて、「従業員との関係で、客観的に認識しうる程度に對外的に露出しないように管理していたとは認められない」として、秘密管理性が認められないとした（大阪地判平成一一・九・一四・LJI搭載）。

イ、人材派遣企業の「派遣従業員の情報」及び「派遣先企業の情報」の管理につき、①各情報が記載された書類が綴られたファイルは、事務所のキャビネットに保管され、営業時間中であれば原告社員であれば誰でも見ることができた、②社員は入社時に、原告及び取引先の機密を保持する旨の誓約書を提出しており、就業規則にも原告の機密を保持する旨の規定があった、③各情報が記載された書類には特段の機密事項である旨の表示はされていなかった。

判決は、上記の事実から、「秘密として管理することを要件として設けたのは、企業が営業活動を追行する上で獲得し、社員が接することになる情報には極めて多くのものがある中で、そのうちどれが法的に保護される営業秘密であるか客観的に認識できるようなしておく趣旨であるから、右誓約書や就業規則の記載をもって本件情報が秘密として管理されていたというためには、単に本件情報が極めて重要であり、性質上「機密」に該当するというだけでは足りず、原告が、現実に、本件情報が「機密」に当たることを客観的に認識できるように管理し

ておく必要がある」として、いずれも秘密管理性が認められないとした（大阪地判平成一二・七・二五・LLI搭載）。

ウ、「商品開発方法」及び「仕切値率」の管理につき、判決は、「商品開発方法」については、その情報の性質上秘密として管理されていた形跡は認められず、また、「仕切値率」についても、原告が各小売店に対して口外しないように依頼したとしても、そのようなことにより直ちに秘密として管理されていると解することはできないとして、それらの秘密管理性が認められないとした（東京地判平成一三・八・三一・LLI搭載）。

エ、「健康食品通信販売の顧客データ」に管理につき、①メインコンピュータのハードディスクにアクセスのデータとして収録されており、②他のデータと一応識別できる形で保管されており、③他のコンピュータからもメインコンピュータにアクセスして上記のデータにアクセスすることは可能であり、アクセス権の制限やコピーの禁止もされておらず、また、パスワード等による保護もされていなかったため、事務所にいる者であれば誰でも見ることができている状態にあり、④コンピュータを操作しうる各人との間で秘密保持契約は締結されていなかった。

判決は、上記の事実につき、「秘密として管理されている」というためには、当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることを認識できるようにしていること、当該情報にアクセスできる者が制限されていることが必要である」として、その秘密管理性が認められないとした（東京地判平成一四・四・二三・LLI搭載）。

第三節 刑法による規制⁽⁴⁾

一 信用毀損罪

刑法二三三条は、「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し……た者は、三年以下の懲役又は五〇万円の罰金に処する」と規定する。

「虚偽の風説を流布」とは、(少なくとも)客観的真実に反する噂や情報を不特定又は多数に伝播することをいう(例えば、ある会社が倒産しそうだという虚偽の噂を流すこと)。直接少数の者に伝達した場合であっても、その者を介して多数の者に伝播するおそれが認められる場合にはこれに当たる。

「偽計」とは、人を欺罔し、あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいう。

「人」とは、自然人のみならず、法人も含まれる。組合等の法人格なき団体については、実質的にみて一個の独立の組織体として社会的・経済的活動を営み、信用の主体たりうる団体は、本罪の客体となりうるとされている。

保護の対象となる客体としての人の「信用」の意義について、かつての判例及び通説は、信用を、人の支払能力又は支払意思に関する信用に限定していた。これに対して、学説の中では、商品の品質・効能や人の技量などについて信用を含むとする見解が主張され、判例は、近時、商品の品質に対する社会的信用も信用に含まれると解するに至っている(最判平成一五・三・一一刑集五七巻三号二九三頁)。

「信用毀損」とは、人の信用を低下させることをいう。現実に信用毀損の結果が生じたことは不要であり、その意味で本罪は危険犯だと解するのが判例(大判大正二・一・二七刑録一九輯八五頁)である。

二 業務妨害罪

刑法は、業務妨害罪について、次の三つの条文を置いている。

ア、二三三条「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の……業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五〇万円の罰金に処する」。

イ、二三四条「威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による」。

ウ、二三四条の二「人の業務に使用する電子計算機若しくはその使用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指示を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する」。

「業務」とは、判例によれば、職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う事務又は事業をいうと解されている（大判大正一〇・一〇・二四刑録二七輯六四三頁等）。職業としての経済活動をその典型とする社会生活上の活動であることが必要であり、個人的な活動（趣味としての散歩、学生の学習活動等）や家庭生活上の活動（料理、清掃、洗濯等）は除外される。

「継続性」の要件については、一回しか行われない会社の創業祭や政党の結党大会は、個別の事務・事業は一回的なものであっても、それぞれ会社、政党の活動の一環として捉えることができるから、判例は、これを肯定しており、活動の主体に持続性・継続性が欠ける場合には、保護に値しないとされる余地はあるとしても、活動の主体として持続性・継続性が認められる以上、個々の活動は当該主体の活動の一環として保護されるべきものであり、それ自体が再度行われることがありうるかは無関係とする見解が有力である。

「威力」とは、人の自由意志を制圧するに足る勢力をいい（最判昭和二八・一・三〇刑集七巻一号二二八頁）、暴行・脅迫の拡張形態である。業務者に対するものに限らない（例えば、店の客に威力を用いて、店の利用を妨げ、結果として店の業務が妨害されるような場合も含まれる）。

二三四条の二の罪は、①電子計算機・電磁的記録の損壊、電子計算機への虚偽の情報・不正な指令の入力、その他の方法により、②電子計算機に動作の障害を生じさせ、③業務妨害をもたらす場合に成立する。

「電子計算機」とは、自動的に演算・データ処理を行う電子装置をいう。ただし、自動販売機、パチンコ台、家電製品等に部品として内蔵されているマイクロコンピュータのように、非独立的で働きの限られたものは除かれる。

その使用目的に沿う動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることがその手段である。したがって、単なる無権限使用や情報入手は本罪に当たらない。本罪の成立例としては、インターネットのホームページの画像を消去したり、画像を置き換えるような場合等である。

判例は、業務妨害罪については、妨害の結果の発生は不要であり、業務を妨害するに足りる行為が行われればよいとして、これを危険犯と解している（大判昭和一一・五・七刑集一五巻五七三頁、最判昭和二八・一・三〇刑集七巻一号二二八頁）。しかし、学説においては、業務の妨害を要求する法文の文理からしても、また、名誉毀損罪のように業務妨害の結果発生を認定することに問題があるわけではないことから、これを侵害犯と解し、業務が妨害され、業務の遂行に支障が生じたことを要求する見解が有力に主張されている。

第四節 不正アクセス禁止法による規制⁽⁵⁾

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」三条は、「何人も、不正アクセス行為をしてはならない」と規定し、八条は、その違反につき、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することを規定している。

同法は、コンピュータによる業務処理、情報処理の安全性・確実性を保護することを目的とする。

不正アクセス行為とは、他人のコンピュータの直接あるいはネットワークを通じて、他人のID番号やパスワードなどを利用して、他人になりすまして、あるいは、コンピュータの弱点（セキュリティホール）を突いて不正にアクセスし、他人のコンピュータを利用できる状態にする行為をいう（三条二項）。

また、他人の識別符号（ID番号やパスワード）提供する行為など不正アクセス行為を助長する行為を禁止し（四条）、その違反行為のついて、三〇万円以下の罰金に処することを定める（九条）。

第五節 その他の法律による規制

一 民法

取引妨害など不法行為がある場合に、それにより損害を受けたものが、民法七〇九条に基づき、損害賠償請求をすることができることはいうまでもない。

二 会社法

不法行為が会社の行為とみられる場合には、当該会社が当然不法行為責任を負うが、三五〇条は、特に、代表者の行為についての損害賠償責任について定める。すなわち、「株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行ううについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」と規定する。

会社の取締役には、「法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のために忠実にその職務を行わなければならない」忠実義務があるが（三五五条）、役員等（取締役、会社参与、監査役、執行役又は会計法人をいう）が、「その職務を行ううについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」（四二九条一項）。

四二九条一項と同一内容を規定する旧商法二六六条の三第一項違反につき、判例は、本条の規定は、第三者保護の立場から、取締役が悪意又は重大な過失により会社に対する義務に違反し、よつて第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社が右任務懈怠の行為によつて損害を被つた結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被つた場合であるとを問うことなく、当該取締役が直接第三者に対し、損害賠償の責めに任ずべきことを定めたものであるとする（最判昭和四四・一一・二六民集二三卷一一卷二一五〇頁）。

三 軽犯罪法

軽犯罪法は、業務妨害に関する規定として、一条に次の規定を置き、これに該当する場合には、拘留又は科料に処することを規定している。

五号「公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗り物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者」
三二号「他人の業務に関して悪戯などでこれを妨害した者」

- (1) 正田彬『全訂独占禁止法Ⅰ』（日本評論社）四二九頁。
- (2) 今村成和『独占禁止法〔新版〕』（法律学全書五二―Ⅱ）一五六頁―一五七頁。
- (3) 本項の執筆に当たっては、経済産業省知的財産政策室『逐条解説不正競争防止法』（有斐閣）二〇五頁―二二二頁を参考にし、及び引用した。
- (4) 本項の執筆に当たっては、山口厚『刑法各論〔補訂版〕』（有斐閣）一五〇頁―一六六頁、斉藤信治『刑法各論〔第二版〕』（有斐閣）八一頁―八七頁を参考にした。
- (5) 本項の執筆に当たっては、西田典之『刑法各論〔第三版〕』（弘文堂）一一八頁―一二〇頁を参考にした。